

むつ都市計画審議会議事録

(第38回)

1. 平成23年2月21日 第38回 (案件審議・付託案件)
2. 平成23年4月21日 第38回 (付託案件継続審議)
3. 平成23年5月26日 第38回 (付託案件継続審議2回目)

平成23年 2月21日

むつ市都市計画審議会議事録

【第38回】

開催場所 むつ市役所 大会議室1

開催内容

○日 時 平成23年2月21日(月) 午後2時00分～

○場 所 むつ市役所 大会議室1

○次第

むつ市都市計画審議会 調査審議案件 諮問

1. 諮 問

第38回むつ市都市計画審議会

1. 市長挨拶

2. 議事進行

(1) 会議の公開について

(2) 議事録署名者の指名

(3) 議案審議

①. むつ市都市計画の見直し案について

(ア) むつ都市計画 用途地域の変更

(イ) むつ都市計画 都市計画道路の変更

(ウ) むつ都市計画 臨港地区の変更

②. 付託案件について

(4) その他

3. 閉会

むつ市都市計画審議会【第38回】

○ 委員名簿（15名）

・市議会の委員

目時陸男	委員
野呂泰喜	委員
半田義秋	委員
山本留義	委員
馬場重利	委員

・学識経験を有する者

立花順一	委員
關實	委員
齋藤美津江	委員
川畑剛	委員
本山日満夫	委員
佐藤ミドリ	委員
宮浦宰	委員
木村信隆	委員
越後林達巳	委員

・その他市長が適当であると認める者

菱谷博	委員
-----	----

○ 欠席委員（3名）

木村信隆	委員
越後林達巳	委員
菱谷博	委員

○ 事務局

建設部長	山本伸一
大畑庁舎所長	若松通
建設部政策推進監	清藤巡一
都市建築課長	鏡谷晃
大畑庁舎産業建設課長	阿部等
都市建築課総括主幹	荒谷保
都市建築課主査	黒澤幸太郎
都市建築課主任	遠藤龍規
都市建築課主事	種市大輝
都市建築課主事	山道大地
事務補佐	受託者（株）パスコ 平岩

むつ市都市計画審議会 調査審議案件 諮問

司 会
(黒澤主査) 定刻となりましたので始めさせていただきたいと思います。
皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
これより、調査審議案件について、市長より都市計画審議会へ諮問いたします。市長から、むつ市都市計画審議会副会長へお願いいたします。

市 長 むつ市都市計画審議会会長様
むつ市都市計画見直し案等について
このことについてむつ市都市計画審議会に意見を求めたく諮問します。
一、むつ市都市計画の見直し案について
二、付託案件について

司 会 ありがとうございます。
これで、むつ市都市計画審議会への「むつ市都市計画の見直し案」及び「付託案件」にかかる諮問を終わります。

第38回むつ市都市計画審議会

引き続きまして、ただ今から、第三十八回むつ市都市計画審議会を開催いたします。市長からご挨拶を申し上げます。

市 長 むつ市都市計画審議会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。
審議会委員の皆様におかれましては、職務御多忙のところ、御出席いただき誠にありがとうございます。
皆様には、日頃より市の都市計画行政の円滑な運営を図るための、最高意志決定機関の委員として、その重責を担って頂いており、衷心より感謝を申し上げます。

さて、本日の案件でございます、『平成二十二年度 むつ市都市計画の見直し』の案でございますが、これは、平成二十年度に実施しております『都市計画基礎調査』、平成二十二年四月に策定しております『むつ市都市計画マスタープラン』の方針等を基に、都市計画の用途地域、道路等の見直しについて、昨年六月より、その見直し方針から案の策定まで、市民の御意見等を頂きながら、市民協働で実施してきたものであり、今後のまちづくりにおいて重要なものであると認識しております。

本日は、今回諮問いたしました案について、委員各位の御忌憚のない御意見を持って、有意義な意見交換をしていただき、本都市計画に関する審議を行っていただくようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

司 会 ありがとうございました。
ここで、誠に恐縮でございますが、公務のため市長が退席させていただきます。

きますことを、お許しいただきたいと存じます。

(市長退席)

司 会

それでは、議事に入る前に恐縮ですが、関係職員の紹介をさせていただきます。関係職員、起立願います。

はじめに、建設部長の山本です。

大畑庁舎所長の若松です。

建設部政策推進監の清藤です。

都市建築課長の鏡谷です。

大畑庁舎産業建設課長の阿部です。

都市建築課総括主幹の荒谷です。

都市建築課主任の遠藤です。

同じく主事の種市です。

同じく主事の山道です。

平成22年度むつ市用途地域等見直し作業業務委託契約を結んでおります株式会社パスコの平岩さんです。

最後に、わたくし都市建築課主査の黒澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。

ただ今の出席委員は、12名であります。

むつ市都市計画審議会条例第五条第二項により、委員の半数以上の出席となっておりますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして会議における、配布資料の確認をいたします。

一つ目に平成22年度むつ市都市計画の見直し 見直し案についてこちらのカラーのA4縦の資料でございます。

二つ目に17条縦覧の意見の要旨と考え方です。こちらは、A3版横の1枚ものとなっております。本日、差替え版として皆さまの机の上にあらかじめ配布しておりました。変更箇所については意見番号の順番を整理して、番号順としました。

三つ目としまして都市計画法第17条に基づき提出された意見に係る調査審議について、こちら、付託案件にかかるカラーA4縦となっております。

最後、四つめの参考資料A4縦となっております。

皆様、お手元のほうにありますでしょうか

それでは、議事の進行は、むつ市都市計画審議会条例により会長が行います。それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議 長
(關会長)

みなさんこんにちは。

会議の議長は、むつ市都市計画審議会条例第五条の規定により、会長が当たることになっておりますので、私が会議を進行させていただきます。

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本審議会の公開・非公開に関して、皆様の

ご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか

馬場委員 いままでは公開・非公開のどちらですか。

議 長 前のときは非公開になりましたけれども、こういうご時勢でございますので、できるだけ公開で私はやりたいと思っておりますけれども、皆様のご意見をお願いします。

馬場委員 公開でいいと思います。

議 長 皆さん公開でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは公開にさせていただきます。
事務局、傍聴者の入場をお願いします。
傍聴者の入場、及び機器のセッティングの関係により、5分間、暫時休憩いたします。

(休憩)

それでは休憩前に引き続き、次第に従いまして、進めさせていただきます。

傍聴される方は、受付でお渡しした注意事項をお守りくださいますようお願いいたします。

それでは、まず議事録署名者を二名選任いたしたいと思います。
学識経験者から斎藤委員、市議会議員から目時委員の両委員を選任してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、両委員を選任いたします。よろしくようお願いいたします。

次に、「平成二十二年度むつ市都市計画の見直し案」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局 事務局より資料に基づき説明

議 長 ただ今事務局から説明がありましたが、委員の皆様、なにかご意見がございますでしょうか。

川畑委員 川畑でございます。今の最後の『17条縦覧の意見の要旨と考え方』の

中の提出順2番、意見番号3番について、緩衝帯機能の部分で例えば歩道幅を広くするなど考え方は個人的には理解できます。

いろいろ審議されていますけれども少子高齢化社会、この時にもバリアフリーという言葉よりもだれでも利用できるという意味でユニバーサルデザインという考え方が昨今はメディアでも報じられています。バリアフリーというのはご承知の通り、危険な部分がないようにということですが、そういった部分が高齢者の身体の低下につながる部分もあるということです。

この案は案として、先々で都市計画、ひいては道路整備のときに手法として積極的に取り込んでいくべき意見ではないかと個人的には思います。

事務局
(荒谷総括)

今の川畑委員のご質問・ご意見に対してですが、実際に都市計画道路を廃止していくこととなりますが、事業としては例えば道路につきましては市道整備とかの安全対策事業という形で歩道帯を設けるなど、子ども達とか高齢者の方が安全・安心に歩けるような道路にしていくことが必要と考えています。

単に都市計画道路を廃止するから整備はしないということではないということです。

川畑委員

都市計画道路の大湊浜町八森線ですが、ここの道路を下りて海岸方面には消防署があります。有事の際に、先々、バイパスができたときの状況もありますが、火災等にどういように対応していくのかということが分かりませんが、緊急車両がスムーズに往来できることを考えたときには廃止の部分はどうかと思いました。消防行政の方のご意見を確認したほうがいいのかと思います。

事務局
(荒谷総括)

ただ今のご意見についてですが、実際にどの道路を消防等緊急車両が通っているのかは把握していません。ただ、消防の方もインターネットでこういう案がありますというのを見れると思いますので、そういうことで緊急車両の通路ですよというあれば、これはまずいよということで意見が出てくると考えておりました。そういう意見は出てきていませんので、緊急車両の通路とはなっていないのではないかと思います。

今後、消防とお話をしまして、この道路は緊急車両の通路だということが出てきましたら、再度見直しということもあろうかと思います。今回についてはそのような意見は出てきておりませんので、廃止するという案です。

議 長

他にございませんか。

以上であります。本日の都市計画見直し案について、案の通り答申することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、案の通り答申することに決定します。
なお、この答申についての文書内容及び日程については、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

次に、付託案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (荒谷総括) 付託案件の説明に入ります前に、今後の見直し作業スケジュールについて、若干説明させていただきます。

今後の見直し作業スケジュールでございますが、市決定分につきましては、本審議会からの案に関する答申を受け、3月上旬頃、県と協議いたしまして、県知事の同意を得ることになります。また、県決定分につきましては、3月中旬頃に県の都市計画審議会が開催されまして、その後国との協議の上、国土交通大臣の同意を得まして、市決定分と合わせて平成23年度に告示となる予定となっております。

ここで一度、準備のため休憩をお願いします。

議長 それでは、暫時休憩いたします。

休 憩

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
事務局より説明をお願いします。

事務局 (荒谷総括) それでは付託案件につきまして、説明させていただきます。
事務局より資料に基づき説明

議長 本付託案件は、都市計画案ではありませんが、委員の皆様、これらに関して今後どのように進んで行けばよいのかと、事務局のほうから意見を求められていますので、何か意見等ございませんでしょうか。
先ほど事務局から説明がありましたが、『変更の検討を進める』、『変更しない』、『継続審議とする』の3つの案が出されています。皆様のご意見を伺いたいと思います。

目時委員 付託案件について、意見の詳細の説明をしていただいたわけですが、結論を申しますと変更を検討すべきだと思います。しかし、結論については重要な案件でありますから、継続として次の機会に具体的な検討をすべきと考えます。

二件目の柳町三丁目の部分ではありますが、前の平成20年ですか、提案の際の都市計画審議会について若干勉強させていただきました。その当時は委員でなかったものですから、議事録等も見させていただいたのですが。

事務局からの考え方を含めて当時の2年前と変化している部分も含めて、先ほど言った形で進めていくべきではないかということをお願いさせていただきます。それで具体的な部分について、若干事務局から説明をして頂きたいわけですが、柳町三丁目の部分で国道279号線の沿道が30mの範囲での第二種住居地域になっている。国道338号線の沿道を第二種住居地域にした場合に事務局の説明では同じく30mにということでの理解をしたわけですが、その考え方について説明をお願いします。

事務局
(荒谷総括)

現在、国道279号バイパスが第二種住居地域に指定されています。国道338号のほうは連続しているので第二種住居地域にしたほうがいいのではないかというご意見がありました。現在のところ、まだ具体的な計画がないということです。都市計画提案制度のときは『こういう計画もありまして、こうしたい』ということによってやっておりましたが、実際にモール等を作るという計画が私どものところには意見として出されておられません。

インターチェンジ周辺の環境づくりとしては第一種住居地域でも可能であるということで今回の見直しでは案としては入れていませんでした。ただ、意見としては住民のみなさんの賛同が得られているということであれば、変えるべきではないかというご意見をいただきましたが、実際にただ単に色を変えることは簡単なんです。ここを変えることによって大規模な施設もつくるのが可能となります。また、商店だけではなくて、娯楽施設、パチンコ屋を作ることも可能となります。例えばパチンコ屋ができて11時ぐらいまで明かりがついた場合、後背地の第一種低層住居専用地域の環境が悪化することになります。単純に色だけを変えるということをおもはしていませんでした。今回は地区計画と一緒に指定して、よい環境を守れるような形での変更が妥当であると考えました。今回の柳町三丁目地区は変更しない案としました。

日時委員

事務局の説明については了解しました。住宅地等がまわりにおいて高齢化等を想定した場合に身近なところで買い物ができるということも検討したほうがいいのではないかと思います。また、北通り地区、大畑も含めて沿道の住民のニーズがどういうふうな状況なのか、まちづくりを含めて、中心市街地の活性化との関係の中では、どう整合性をとっていくのか、いろいろな課題がこのなかにあるのではないかと、いろいろな角度から住民ニーズに合わせたよりベターな結論を見出す必要があると思いますので、今後十分な検討をして頂きたいとおもいます。

山本委員

関連の質問です。いま現状のまま決まった場合、私の記憶では提案制度のときに4,000人くらいの住民が署名をしていたと思いますが、もしそこで商業施設が計画されたときに都市計画審議会にかかることになった場合、設定して可能なものなのかお聞きしたい。

事務局

ただいまのご質問ですが、あくまでも市のほうでは都市計画審議会のみ

- (荒谷総括) 皆さんの意見を頂きたいということで、市がどのようにするかというのは現在のところは考えておりません。審議会の委員のみなさんからあそこの地区はこうだからこうしたほうが良いというご意見をいただきたいということでお願いしたいと思います。
- 山本委員 私もそれなりに素案の説明から聞いていますが、本来であれば、そこに計画があるのであればさきに計画を上げればそれなりの検討ができたと思いますが、事務局からは計画があがっていないので検討できないということでした。今後その計画が出てきた場合、直ちに審議会を開いて検討することができるのかどうかその辺はどうですか。
- 事務局 (荒谷総括) 流れといたしましては、審議会のほうからこのようにやるべきだという方針がなされた場合、例えになります、柳町三丁目地区にしても中央地区にしても変更すべきということになれば、今年度実施している通り、方針説明から、素案⇒原案⇒案というかたちでひととおり、検討して各段階で審議委員にご説明させていただき、審議会に諮って決定となります。見直すということになれば一年後にお諮りすることになります。
- 山本委員 私も前回の4,000人近い賛同者があったことを考えれば、買い物難民のための商業施設はいいと思うんですけど、先ほどの話のようにパチンコ屋のような娯楽施設は可能なんですよ。そういう施設を制限することはできるんですか。
- 事務局 (荒谷総括) 地区計画を定めれば、3,000㎡程度の商業施設を作ることは可能ですが、パチンコ屋はダメですというように制限をかければ作れなくなります。特別用途地区など規制をかける手段は複数あります。
- 山本委員 そのような制約をつけることができるという理解でいいですね。わかりました。
- 半田委員 私は川内地区の議員ですけど、川内町で商工会の会長をやっております。我々としては大型店舗が出れば会員が非常に苦しむので本当は反対なんです。大型店が出てからバタバタと大きい店がむつ市にあります。小さい店舗は廃業したりしているんです。なのでいまさらにも感じないんです。かえって買い物難民、要するに車のない人や高齢者は買い物するのに300m～500mも歩かなければならない。足が悪い、腰が悪いという買い物難民が大勢いるんですよ。これを市長に何とかならないかといったら、川内はまだいい、むつは買い物できないところはかなりあるといわれました。
- いまさら大型店舗が出てくることには歯止めが効かない状態なので、住民の利便性を考えた方が都市計画審議委員としてはいいのではないかと思います。

佐藤委員

いま出されてきた二つの付託案件を見まして、道路の沿線地域で交通量の多いところに大型店舗をつくるということで、同じようなものではないかなと感じました。

大畑に住んでますけど、むつに来ていろいろ歩いてみると、なんて計画性のないまちだろうといつも思っていました。この二つの開発が進んでいったときにまちはどうかたちになっていくのか、ますますみえにくくなると私は思います。まちをつくるのは誰なのか、ということを考えて、前は柳町三丁目の開発についてはそういう意見なども話し、聞きながら一つの結論を見つけていったと思うんですが、いままた経済を優先した問題が提起されることについて、今回こういうものが出てくるのではないかという気はしていましたが、私も公聴会とかいろんなところに出て、どんな意見が出されるかということに注意して聞いてきました。でもその段階で出ていないような意見が出てくることについても疑問に思ったし、私たちの町をどう築くのかというのはみんなで話し合っ決めていかなければならないと思いましたので、話し合いは必要かなと思いますけど、前の審議会の時にはいま早急に買い物難民の問題はあるけれども、10年先、20年先の私たちの町を見ていこうよという意見が議員さんから出され、私は立派な方々だなと思いました。

そういうこともありますのでじっくり議論してまちのかたちというものをみんなで作っていくのがいいのではないかと思います。

馬場委員

まず、コンパクトシティを目指すむつ市が長期総合計画でこの地域をどのように捉えているのか、ということがまずあると思います。この地域の環境整備は欠かせないですが、それをまず行政側でやる意思があるのかどうかにもかかってくるわけです。その柳町の地域から住民の署名も集まって、商業施設が欲しいと。話を聞きますと商店が建てられないというふうに捉えているわけです。

ところが今の状況では3,000㎡以下の商店であれば十分建てられるわけです。歩いて買い物したい、あるいは車でも買い物できる施設が欲しい、こういう人達にとってはなんら3,000㎡以下であればかなりの面積ですので、お店は建てられるわけです。ゲームセンターとかレストランをがばっと建ててほしいというのではなくて、その地域の人、さきほど買い物難民という言葉がでましたけど、そういう商店はいくらでも建てられるんですよというのが分からず、ただ、お店が建てられないという認識なんです。このようなことをもう少し喧伝する必要がある。

まずはこの地域をモール形態でやろうとするのを許可するのであれば、それなりの環境整備は絶対にやらなければならないんです。道路側溝を含めて。そういうことを考えてやらなければならない。今、早急に用途を変えるのは難しいのではないかと思います。

本山委員

柳町三丁目地区についてですが、開発行為が完了していないということなんですが、何%くらい進んでいるのかは把握していませんか。

- 事務局
(荒谷総括) 柳町三丁目地区の開発行為に関しましては、用地造成は終了していると思います。ただ、開発行為の許可申請をなされた方から完了という届が出されていませんので、市のほうとしましてはまだ完了していないという判断でございます。
- 本山委員 それともう一つは、開発行為にあたっては、いろいろな資料を確認なされていると思うんですが、当初から用途地域の変更という前提で進められてきたのかどうか。資料の中には図面も提出されていると思いますが、その辺のことも知りたいんですが。
- 事務局 今回の開発行為は土地の造成だけで、建物をどうこうするという計画は付随しておりません。ですから土地を造成したというだけです。
- 本山委員 そうすると国道338号の沿線だということで、道路計画もなにも開発行為の中には入っていないということですね。
- 事務局 道路計画はございません。あそこは当初、柳町三丁目地区として提案された際には、全体の土地を、建物を建てる分と駐車場と場内通路という形で、道路という形態では当時もありませんでした。
- 本山委員 提案者の方から出ている問題は、商業地域にしたいという形で開発行為が出ているのかどうか。それとも建てられないのを分かりつつ、用途変更にもってきたということなのか。
- 事務局 今回の開発に関しては、今の変更前の用途地域を前提としてやっておりますので、実際に用途を変えるべきという意見の方は、地区の住民の方から出されたもので、実際に開発申請だとか当初の柳町三丁目地区を提案された方からの意見は一切ございません。
- 野呂委員 今回の付託案件ですが、意見が出たからこの審議会という形になっていると思います。私も平成20年当時に都市計画マスタープランとの整合性がないということで皆様方に申し上げました。
マスタープランが出来上がれば、地域のみなさんから当然出てくるご意見だろうと覚悟しておりました。先ほども目時委員などがおっしゃってましたが、継続審議としてやっていくべきと思います。
事務局からありましたが地域のみなさんからのご意見ということで、業者からの意見でないということが、いま分かりましたので、もう少し審議して色々なことを調べてから結論を出すべきと私は思っております。
中央地区についてですが、道路が非常に混雑しておると。マスタープランでは商業地区と行政地区となっている。市役所が来たことと向かいに警察署が来る、またオフサイトセンターが来るということで中央地区がメインとなるわけですね。先ほど佐藤委員からまったく計画性がないとご指摘い

いただきましたが、非常に痛いところをついていらっしゃると思いました。

中央地区について建設部長にお願いしたいんですが、都市計画道路横迎町大平町線が残った。説明会では当初横迎町から中央地区までやろうという話でしたけど、今回、そのまま残したということで、これは早めに道路整備していただいて、中央地区はメインストリートも飽和状態ですので、早めに解決していただきたい。道路行政の中で非常にプライオリティが高いと思います。せつかく都市計画道路に指定しておきながらまったく手付かずの状態が非常に多いと思います。われわれ議員の力がないのか、みなさんにご指摘していただいて早めの着手、市民の人々が安心していただけるまちづくりをして頂きたいと思っています。やはり継続審議という形で進めていくべきだと思います。

議 長

意見もたくさん出まして、検討する、しない、継続審議とするというなかで、意見としては継続審議という意見が多かったと思いますが、継続審議でよろしいですか。

(異議なしの声)

それでは継続審議として審議を終了します。
その他、委員の皆様、何かございませんか。
それでは事務局から、何かありましたらお願いします。

事務局
(鏡谷課長)

ただいま継続審議ということでご検討いただきましたので、事務局としては4月以降になろうかと思いますが、日程を調整して継続審議の準備にあたらせていただきたいと思います。

議 長
(關会長)

ありがとうございます。
それでは、これで本日の調査審議は終了といたします。
本日はありがとうございました。

司 会

委員の皆様、本日のご審議誠にありがとうございました。
なお、ご答申いただきます平成二十二年度むつ市都市計画の見直し案につきましては、答申後、青森県知事へ協議のうえ同意を得ることとなります。知事の同意が得られますと、告示をいたしまして決定となりますのでご承知くださいますようお願い申し上げます。

また、付託案件に関しまして、継続審議となりましたので、会長の日程並びに委員の皆さまの日程を調整し開催に関し通知させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

以上を持ちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。

第 38 回むつ市都市計画審議会（継続審議）議事録

平成 23 年 4 月 21 日開催
むつ市役所大会議室 1

【司会：黒澤主査】

定刻前ですが皆さん出席されましたのでこれより始めたいと思います。

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、第三十八回むつ市都市計画審議会（継続審議）を開催いたします。

はじめに青森県人事異動に伴いまして新たにむつ市都市計画審議会委員に委嘱されました秋村純一様の紹介をさせていただきます。皆様よろしくお願いいいたします。

続きまして年度初めということもあり、市職員の異動がありましたことから、議事に入る前に異動になった職員の紹介をさせていただきます。

最初に、建設部政策推進監の鏡谷です。

建設部事務調整官の清藤です。

都市建築課長の望月です。

大畑庁舎産業建設課総括主幹の坂井です。

都市建築課主任主査の一戸です。

同じく主事の菊池です。

よろしくお願いいいたします。

以上となりますよろしくお願いいいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。

ただ今の出席委員は、15名であります。

むつ市都市計画審議会条例第五条第二項により、委員の半数以上の出席となっておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の会議には、前回の配布資料をお持ちいただくようご案内を差し上げておりますが、お持ちになっていない方はいらっしゃいますでしょうか。

本日必要となる資料は、一つ目がA3版の『むつ市都市計画審議会 17 条縦覧の意見の要旨と市の考え方』でございます。

二つ目の必要な資料としましては『都市計画法第 17 条に基づき提出された意見に係る調査審議について』、付託案件 1 「中央地区」、2 「柳町三丁目地区」となっております。皆様お持ちでしょうか。

それでは、議事の進行は、むつ市都市計画審議会条例により会長が行います。それでは、会長、よろしくお願いいいたします。

【議長：關会長】

それでは、都市計画審議会条例により、会長の私が会議を進行させていただきます。

また、前回の審議会において、公開としておりますので、委員並びに傍聴者の皆様のご協力をお願いいたします。

傍聴される方は、受付でお渡しした注意事項を、お守りくださいますようよろしくお願いいいたします。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。

はじめに、前回開催されました審議会から二ヶ月経過しておりますので、継続審議とな

りました付託案件につきまして、事務局から簡単に経過説明をお願いいたします。
(経過説明)

【事務局：荒谷総括主幹】

都市建築課の荒谷と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

それでは付託案件につきまして、前回の審議会における経過を説明させていただきます。

付託案件は、中央地区と柳町三丁目地区の2件について、調査及び審議していただくため、諮問しております。

まず、付託案件に係る提出意見について、要点を御説明いたします。

詳細につきましては、先ほどのA3判の『17条縦覧の意見の要旨と市の考え方』をご参照ください。

まず、意見番号1でございますが、提出順1番意見番号1。

この意見の要旨でございますけれども、『中央一丁目、二丁目の市役所周辺の用途地域は、移転に伴い市街の形成が同地区に集約されてきているのに、後背地が第一種低層住居専用地域のままというのはおかしい、近隣商業に近い用途地域に変更すべきである。』という内容でございます。

次に、意見番号2であります。

これは、道路整備に関する要望でございますので、省略させていただきます。

意見番号7と8になりますが。

この意見の要旨は、7番では『市役所の南側の土地は、中央二丁目の交差点を中心に商業施設の集積地であり、交通混雑が生じるほどである。移転して以来、市街の形成が中央地区に集約され、マスタープランでもこの地区を商業・行政業務エリアと位置付けているので、近隣商業地域、若しくは第二種住居地域に変更すべきである。』また、8番では『既に商業施設が建設されている敷地であるのに変更がなされていないので、同じく近隣商業地域に変更すべきである。』という内容でございます。

次に、意見番号9でございますけれども、この要旨は、『提案制度を活用して提案した柳町三丁目地区は、都市計画の変更作業を控えているので、それにあわせて検討すべきとされた。地区住民の意思は確認されており、地権者は当該地区の開発行為の許可を受け、用地の造成を終えている等条件は整っているので、その意見を尊重して変更すべきである。』という内容でございます。

以上が、意見の要旨の説明であります。

これらの意見から、事務局では、中央地区と柳町三丁目地区の2事案について、ポイント・考え方等をまとめ、前回の審議会で『都市計画法第17条に基づき提出された意見に係る調査審議について』として、資料をお配りしております。

また、先の審議会では、委員の皆様から『まちづくりを含め、中心市街地の活性化との整合性を取りながら変更を検討すべきである。』、『柳町三丁目の提案では、4,000人もの賛同者(署名者)があったのだから、商業施設等の建設を可能にするのは良いのではないか。』、『商業者にとって大型店舗ができるのは非常に苦しいと思うが、住民の利便性を考慮すべきではないのか。』、『むつ地区は計画性のないまちである。まちをつくるのは市民であるので、みんなで話し合うことが必要である。』、『3,000㎡以下の店舗が建築できるのであれば、早急に用途を変更しなくても良いのではないか。』、『地区住民から出された意見であるので、十分調査検討し、結論を出すべきである。』等々いろいろな意見が出されております。

ここで、都市計画の変更を検討すべきとなった場合の手続きにつきまして、若干御説明

いたします。

ただ今、皆様に資料を配布いたしますので、それをご覧ください。

※配布資料のフロー図に沿った説明（資料：付託案件の検討 フロー図）

説明は、以上となりますけれども、この付託案件につきましては、前回も申し上げておりますとおり、早急に意見をまとめる案件ではないと考えておりますので、十分に調査・審議のうえ、都市計画審議会の御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

【議長】

それでは審議に移ります。本付託案件は、都市計画事案ではありませんが、審議会に対し、これらに関して今後どのように進んで行けばよいのかと、事務局から意見を求められています。

まず、付託案件の一番、『中央地区』から審議いたしたいと思えます。

委員の皆様のご意見を伺いたしたいと思えます。

意見ございませんか。

ございませんか。

無ければ、『中央地区』については、本日の審議が尽くされたようですので、審議会としてこの案件については、継続審議とするのか、結論を出すのか、どのようにすべきか、委員の皆様のご意見を頂きたいと思えます。

意見がなければ、再度審議と言うことでもありませんので、採択・採決ということによってよろしいですか。

【委員】

はい。

【議長】

それでは、採決とさせていただきます。

【委員】

採決？採択。

【議長】

あ、採択。

これについてご意見ございませんか。

【半田委員】

ありません。

【議長】

ありがとうございます。

異議無しということですので、採決とさせていただきます。

続いて、付託案件の二番『柳町三丁目地区』について審議をいたしたいと思えます。

委員の皆様、何か意見はございませんか。

事務局の方からこの件について何かありませんか

【事務局：荒谷総括主幹】

それでは『柳町地区』に関しましては、先ほども説明しておりますけれども、19年度に提案として出された案件でございます。その時には都市計画の見直し中であるのでこれは、その見直しが終わってから検討すべきではないかという審議会の方のご意見をいただきまして、否決とされておりました。その後の経過ですけれども開発行為自体は出されて造成等は終わっております。ただしその造成に関しましては、まだ完了届が出ておりませんので開発が完了したものとは見なされておられません。その提案制度の際には「こういう建物を

造りたいんです。」「こういう施設にしたいんです。」という計画がございましたので、提案制度として進ませていただきましたけども、今回の昨年度実施いたしております用途地域の見直しで3回ほどにわたります意見募集をしましたが、このところに関しましては、そういう施設の建設とかという意見がございませんでしたので、市の方といたしましては、ここはそういう計画が無いということであれば今の現状と変える必要がないという判断のもとに今回の変更はいたしませんでした、しかしながら17条縦覧の際に地区の住民の方から、その4,000人の署名があったんだからここは変更すべきではないのかというご意見がございましたので今回審議会の方にお諮りさせて頂いております。以上でございます。

【議長】

何かこれにつきましてご意見無いですか。

【半田委員】

今事務局の方から説明があったとおり、やっぱり4,000人という重みがありますので、私はですね、ただあそこは裏側にまだ一般住居地域ですのでね、それに配慮した建物・商店ならば、私はかまわないんじゃないかなとそのように思っております。住民の利便性を考えてあの辺にはやっぱりそういう商店が私はあっても然るべきとそういうふうに思っております。

【議長】

何か無いですか。

今半田委員から4,000人の重みについて話がありました・・・、どうぞどうぞ

【越後林委員】

いいか悪いかは別として、マスタープランと中心市街地活性化法の兼ね合いですね、ここはどういう位置づけになるのか。それから、ここを変更した場合・しない場合、その点でどういうふうな影響が想定されるのかと。確かに住民の民数というのも大事にしていかなければならないのですけども、むつ市全体のマスタープランにはむつ市としてはどういう方向でまちづくりをしていくのかということに基づいて、じゃあその地域はどうすべきなのかということを議論されたのでしょうか。

【議長】

事務局どうぞ。

【事務局：荒谷総括主幹】

マスタープランにおきましては、住居系の地域という位置づけとなっております。ただし国道338、279の交通結接点であり、なおかつ今後下北縦貫道が通ってくるということもありまして、交通の面でもかなり重要な地区と考えております。その中で、色を変えた場合といいますか実際に建物は今の段階で3,000㎡以下の建物は建てれる、規模的にいえばですね、旭町にある店舗クラス（委員の間でユニバースと発言有り）が建てれる状況でございます。ただし、その土地の形状とかにもよりますけども、モールにする場合は、その面積を超えるということも考えられますので、そういう施設を造るということであればなかなか厳しいのかなと。今のただ単に色だけ変えてしまいますと、第二種ですと、娯楽系のパチンコ屋とか様々な建物も建てられるようになります。

その提案制度の際にはそういう地区計画というものをたてまして、住民の皆様にはこういう建物は建てれないようにしますよと、あとは周りを垣根で囲んだりとかいうようなかたちで配慮しますよ、または、開発の場合は3%の緑地をとらなければなりませんけども、それ以上の緑地をとって皆様が憩える公園みたいな感じにしますよとかいう提案がございました。今ただ単に地区計画を定めずに色だけ変えて第一種住居地域から第二種住居地域に変えた場合ですね、例えば店舗であれば、後ろの方に明かりをつけなければ背後の住宅地の方に影響はないと思うのですけども、万が一パチンコ屋さんとかがたった場合、屋上

に広告つけて、明かりが煌煌と11時過ぎまでついていると、いうことであれば、住宅環境に悪化を及ぼすということが考えられますので、ただ単に色を変えるということであれば、なかなか難しいところがあると思います。その地区計画を定めるためにはやはり、地区住民の同意が必要になってきます。そうなりますと、今からはわかりました色を変えます、トントンといくものではなくてですね、地区の住民の方に十分に説明をして、その方々から同意を得てこういう地区計画にしましょう、ああいう地区計画にしましょうと、いうので様々な意見を頂きながら決めていかなければならないと思います。

【馬場委員】

住民の同意というのは町内会長さん代表者でいいの、それとも一人一人なの

【荒谷総括主幹】

町内会長だけというよりも、やはりできるだけ多くの方に説明するというのが妥当かと思います

【馬場委員】

いやいや説明するのは、それは説明になるのだけれど、同意と言ったでしょ。

【荒谷総括主幹】

それはですね、先般の提案の際には4,000人の方からそういう施設に賛同しますよということがありますので、それで同意は得られるのかなということでは考えております。ただやはり定めるためには再度説明してですねこれでよろしいでしょうかということ意見で頂くということになるのかと思います。

【馬場委員】

じゃあ同意ではなくて意見を述べて賛同者があればということですね。

【事務局荒谷総括主幹】

そうですね。

【山本委員】

提案制度の時ですね私ども審議委員もいろいろな形で会議を開きながらいろいろありましたよね、その時の提案をした会社なんですかどこなんですかね、今回はそういう意味では今の私はマスタープランつくるにあたって、なんか話も全然無かったのですがね。

【事務局：荒谷総括主幹】

マスタープランをつくる際にも、今回の用途地域を見直すにあたって、そのような意見は私どもの方では聞いておりません。

【山本委員】

ただですね。今造成、完成していないということなんだけれども、それなりに私が見ても造成してますよね。計画無くして造成しないと思っているのだけれども。そういう意味では、あっちの方からわざわざどうなりましたかということも無いだろうと思うのだけれども、ちょっとあの、どうなんだろうなと思うんですよ。今まであのくらいいろいろな、もめてですね会議を開いて、提案制度認めない、そうしてマスタープランに載らないというのは、私はちょっといかがなものかなとこのままで通して良いのかどうかというのちょっとまだ、その後いろいろこう聞いているんですけども、自分としては判断付かないのだけれども、その辺はどうなんですかね。

【事務局：荒谷総括主幹】

今ちょっと担当ではないのだけれども、黒澤の方から確認しましたところ、ただ単に土を盛っただけでは柔らかい状態ですのである程度造成して、転圧して、今土を落ち着かせているという報告があったそうです。ですからそれが落ち着けばその施設を建築するというようなかたちに入っていく可能性はないとは思いますがその辺の情報は何を建てるのかあくまで開発、土地を造成するだけという形でしか上がってきておりませんので、そ

の造成した土地に施設を建設するという話は今のところ上がってきておりませんので、こちらとしても判断しかねているところでございます。

【事務局：黒澤主査】

私の方からちょっと訂正をさせていただきます。柳町三丁目のあそこの地区に関しましては今現在開発行為許可申請が出されまして、そして造成されまして、後は造成工事に伴って必要な施設の設置ができれば開発が完了となります。

ただし、現在は今荒谷の方から言いましたけれども土を今落ち着かせている状態です。その開発行為許可申請を出すにあたってはある程度の建築物、建てようとしている用途を念頭に置いた開発行為の許可申請が出されていますことを今ここでご報告いたします。

【山本委員】

あのですね、提案制度に移る時あのぐらいもめたんですよ会議が、今新マスタープランができるまで我慢してほしいという結果になったのだけれども、今新マスタープランをつくるにあたってですねそっちの方の開発する会社の造成はしているのは、建物のそういうのはない、そうなれば、今日このままで決めても良いのかどうかというのも自分としてはですね、決定できないと考えているのですけども。

【議長】

あとなにか。

【馬場委員】

先ほど、開発行為の申請にどういう目的を持った開発なのかということの内容を出しているわけですね。中身はどういう中身ですか。

【事務局：黒澤主査】

3,000㎡以下の店舗及び複数件からなる形で申請をされています。ただし、一体的土地利用とならないように、車止め等でバリヤを張りながら、提案の時よりは土地の利用の仕方が難しい状態で開発の申請は出されています。

【馬場委員】

ということは、あの一帯をモール型の商店街にしたいという目的ですね。それを分かって許可を出したのですね。

【事務局：黒澤主査】

それは、現在の用途の範囲内で可能な物件ですので許可しました。

【馬場委員】

今の状態で可能であればなにも審議する必要ないわけですから、つまり、あそこの場所をモール形態にした、いわゆる一つの商店街ですよ、まあ4件になるのか5件になるのか私は分かりませんが、そういうことが予測される形の申請を許可したということになると、それが念頭にあるわけですから、これはやっぱり問題になると思いますよ。

【事務局：荒谷総括主幹】

議長一つよろしいでしょうか。

今回のですね17条縦覧に関しての意見については、開発行為をしている地権者等からではなくて、地区の住民から出た意見であります。ですから、今の開発行為によってモール形式になるような感じなだけでも、きちんと区分けしていくと、というような形で作られてしまうのは、法的には違法ではございませんので開発行為の申請は許可をせざるをえないのかなと私どもとしては思っております。

【馬場委員】

前日も私話したのですが、4,000人からなる署名があったと、私も何人からも話を聞きましたけど。あそこに商店を建てられないそうだと、こういう話なのですね。結局今話出た旭町のユニバースみたいな店はいくらでも通りには建てるにいいわけです。それを、

この地点は商店建てられないそうだとするので困るという話を聞いているわけです。そうすると、中身はいわゆるその近隣のその周辺の住民はやっぱり歩いて買い物に行けるところがほしいんだと、こういうことなのです。別にモール形態でなければだめだという住民は何人いるか分かりませんが、そういうことではないと私は思うんですね。まず市の考えかたにもありますけど、あそこの周辺の環境ですわ、基盤整備果たしてそれに則ってやれるのかどうかということもまずあるでしょ。それから、最初の中央町ですけどあそこだって、いわゆる都市計画道路が具体的に動くとなればその時点で変えなければならないでしょ。ですから、やっぱり今の状態でどうなのかということになるとこれは今決められるものではないでしょと、私からいえば、つまり、柳町三丁目の場合は周辺の背後のつまり住宅地ですよ。あそこの基盤整備ができていくのかということですよ。道路、側溝含めて、279と338の結合点で将来どうなるかということをおおむね予測つきますけど、それに向けて市がこういう形でやっていくのだという姿勢が出てこないところだけをじゃあやりましょうよというわけにはいかないでしょと私はそういふふうに思っています。

【議長】

ちょっと今私わからないので事務局に聞きたいんですけどもね

住民の賛成があれば変更することができるような言い方なんですよ、そうすれば、このまちの中というのは住民の賛成さえいっぱいあればいつでもどこでも変えられるということなのですか。

【事務局：荒谷総括主幹】

そういうことではございません。

あくまで、マスタープランというものがありますのでそのマスタープランでその地区の位置づけがどのようになっているのか、ということをおおむね考慮して、あとはマスタープランを見直す際には前年度なりで県のほうの基礎調査をやります。その基礎調査によってその用途地域に対して既存の不適合建築物があるかどうかそういうふうな調査をして、なおかつまちの動向をおおむねふまえて、ここの地区は最近こういう傾向になってきているので位置的にはこういう形ではないのかというのをいろいろと社会情勢等を踏まえて見直していきます。そのマスタープランを見直した段階でじゃあ用途地域の方はそのマスタープランにあっているのかというのを検討して、あっていないのであればやっぱり見直しが必要でしょということで、昨年度ですけどもここの市役所が建っている土地はここの施設自体が商業系でございましたので、その当時はその近隣商業という形に変更しておりましたけども、今は官庁の施設ということでそういう位置づけではないということで、この建物の施設の面積が許容できる範囲のところまで規制を厳しくしましょうというような形で見直し、また他の地区に関しましても高さ制限があることによって基礎を高くできないと、海の近くの波しぶきが多いと家が早く傷むので基礎を高くして家を造りたい、高さ制限を外せるようなかたちにならないのかというようなご意見等々いただいて今回の見直しを実施して、前回委員の皆様からこれを採択するというので、議決いただいております。

【議長】

あと何か皆さんの方でございませんか。

【川畑委員】

いろいろ諸先輩方の話を聞きまして柳町三丁目の件に関しましては現状情報が少ないのではないのかなと思います。といいますのは、商業施設というのはですねタイミングというものがありまして、勢いがある時に計画を立てて条件がそろえば、その計画がそのまま成功するというのは理想的な部分だとは思いますが、昨今のように経済的に変動の波が激しかったりした場合に、先にこの計画案が開発行為の業者さんから出た時には住民の方々も賛同にあたっては、やっぱりそういうのはあった方がよいですね。便利だね。その

話がなければそういうふうには思わなかった部分もあるのかなど、非常に乱暴な言い方なんですけども、そういう意味では、本日ここで決定するというよりも少し長い目でバイパスの方の計画の方もまだ時間がかかるかもしれませんし、それがつながってから実際に周辺がどういうふうになるのかという想定をするのは近くなってからでもよろしいのではないのかなというふうに思いますので、本日ここで決定しない方がよろしいのではないかなというふうに思うのでございますけれども。

【委員】

賛成です。

継続審議にしてください。

【議長】

皆さんそれでよろしいですか。

それでは、本日の意見も出尽くしたようですので、柳町三丁目についてはまだ結論を出す段階ではないと思っておりますので再度審議したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【議長】

ありがとうございました。

【佐藤委員】

前の審議会の時から気になっていたのが、皆さんからお話の出ました署名の件なんですよ。署名が4,000集まった、その集め方についてもちょっとお話があったんですけども、何を求めた署名だったのか知らないままにきてるなど私は思ってるんですよそれで、どういう内容の署名だったのかということについて資料に出していただければなと思ひまして。

【議長】

事務局よろしいですか。

なにかあとはございませんか。

以上で付託案件に関する審議を、終了いたします。

その他、委員の皆様、なにかご意見等ございませんか。

【委員】

無し

【議長】

ありがとうございました。

それでは、本日はこれで都市計画審議会を終了いたします。また今事務局の方からなにかお話がおりますので。

【事務局：荒谷総括主幹】

議長確認なんですけども、中央地区に関しましては、継続審議ということでよろしいですか。

【委員】

採択

【事務局：荒谷総括主幹】

どういう形で採択ということでしょう。

【委員】

提案理由とおおり

【事務局：荒谷総括主幹】

検討を進めるべきということですか。見直しをする。わかりました。

柳町三丁目に関しては、同じく、継続審議ということで。

【議長】

両方とも継続審議ということで。

今、一つというわけにもいかないので。

【事務局：荒谷総括主幹】

一つだけを、答申するというのではなくて両方決まってから一緒に出しましょうということにしたいと思いますので

【議長】

議会に対しても中央地区についてもなにになにの説明をおねがいたいと思いますよろしいですか。

【議長】

事務局よりなにか

【事務局：荒谷総括主幹】

それでは都市計画に関する事業について若干ご報告をさせていただきます。

都市計画事業といたしまして、国の補助を受けまして都市再生整備計画事業というものを今年度実施する予定であります。これは、皆様ご存じかと存じますが北の防人大湊地区整備事業ということで、水源地公園の周辺を観光ゾーンの形で整備していきましょと。そこをコアとして大湊地区を若干活性化させたいというような形の事業でございます。

次にもう一つ都市環境改善支援事業というものがあまして、通称エリアマネージメント支援事業これに関しましては、田名部地区の方をエリアといたしまして、今年度国の補助事業としてフォーラムだとかパネルディスカッション、ワークショップ様々な会議等を実施する予定であります。目標といたしましては、まちづくりをしてくれるマネージャー、人材を育成するという事業でございますので、皆様のご協力を仰ぎながら様々なフォーラム等を開催していきたいと思っておりますのでご協力の方をよろしく願いたいと思えます。あと、先般の38回で答申いただきました都市計画の用途の見直しですけれども、今回の都市計画に関しましては県と足並みをそろえて実施しておりますことから、県の方の都市計画審議会が開催されて告示されるというご報告をしておりました。この都市計画審議会、県の方がですね3月の震災によりまして延期となっております。それで、今の予定でいきますと、7月頃に開催予定ですよと、いうことでございますので現在のむつ都市計画区域、大畑都市計画区域はまだ2本のままで一本化されておられません、統合されておられません。

それで、まだ現在の所、市の方の都市計画決定も告示できない状態でございますので、現在はまだ前年度のままの都市計画でございますので、ご了承頂きたいと思えます。以上でございます。

【議長】

皆さんにかなければ今日はこれで終了させていただきます。

【司会】

委員の皆様本日のご審議誠にありがとうございました。

本日の付託案件に関しまして、再度継続審議となりましたので、会長の日程並びに委員の皆様の日程を調整しながら審議会の開催について再びご通知いたしますのでご了承いただきたいと存じます。

なお、次回継続審議の開催は、ゴールデンウィークあけの5月中旬以降になろうかと存じます。お忙しいところ誠に恐縮ではございますがご出席賜りますようお願い申し上げます。以上をもちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

第 38 回むつ市都市計画審議会（継続審議Ⅱ）議事録

平成 23 年 5 月 26 日開催
むつ市役所大会議室 1

【司会：黒澤主査】

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、第三十八回むつ市都市計画審議会（継続審議）を開催いたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。

ただ今の出席委員は、11名であります。

むつ市都市計画審議会条例第五条第二項により、委員の半数以上の出席となっておりますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして配付資料の確認をさせていただきます。

本日の会議には、前回の会議で要望のありました、柳町三丁目地区の提案に係る『都市計画用途地域の変更に係る要望書の要旨』と都市計画提案書の受理から結審までの『都市計画提案制度による柳町三丁目地区の提案の経過について』を審議会開催案内に同封し皆様の方に事前配布いたしております。

お忘れになった方はいらっしゃいませんか。

次に、本日は、その署名のため地区住民に配布された資料をお配りいたしております。こちらの「地域に住む皆さんへ」という A4 横のペーパーでございます。配布漏れはございませんでしょうか。

それでは資料の方が用意されているようですので、議事の方を進めさせていただきたいと思えます。議事の進行は、むつ市都市計画審議会条例により会長が行います。それでは、会長、よろしく願いいたします。

【議 長：關会長】

それでは、都市計画審議会条例により、会長の私が会議を進行させていただきます。

また、本案件につきましては、公開としておりますので、委員、並びに傍聴者の皆様のご協力を、お願いいたします。

傍聴されるかたは、受付でお渡ししました注意事項を、お守りくださいますようお願いを申し上げます。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

【事務局：荒谷総括主幹】

議長。

【議 長】

はいどうぞ。

【事務局：荒谷総括主幹】

本日ですけども、議事録署名者であります、市議会議員から選任されております、目時議員が欠席となっております。

議事録署名者を1名選任していただきたいのですがよろしいでしょうか

【議 長】

目時さんの隣におります、野呂委員よろしいでしょうか。

【野呂委員】

はい

【議 長】

じゃあよろしく願いいたします。

【事務局：荒谷総括主幹】

議長

【議 長】

はいどうぞ。

【事務局：荒谷総括主幹】

それでは議事ということで進めさせていただきます。前回までの経過ということですが、はじめにですね、前回の審議会の内容につきまして確認しておきたいことがございます。付託案件の1番『中央地区について』、前々回の審議会でパワーポイントを使用し、“変更を想定した場合は、このような感じです。”というイメージで説明させていただいております。

また、前回の審議会では、このイメージについて採決、結審されたものと思われま。これは、委員の皆様の説明するための資料であり、事務局側の提案ではございませんので、ご了解頂きたいと思ひます。

その審議会の中で都市計画道路が採決されたのですが、その審議会の中でも“都市計画道路が具体的に整備に向うとすれば、その時点で変更するべきではないか”という内容の意見も出ておりますことから、委員の皆様におかれましても疑問を持っている委員の方もいらっしゃるのではないかと存じます。

これらのことから、前回の審議会のご意見は、中央地区については『検討すべき』ということによろしいのか、再度、委員の皆様にご確認したいと存じますので、議長から確認をお願いしたいと思います。

【議 長】

ただいまの説明につきまして何かご質問があれば、ありませんか。

【委 員】

なし

【議 長】

結審するということで終わったわけですね。じゃあ前回のやつでよろしいということですか

【事務局：荒谷総括主幹】

先ほども申し上げましたけども、最初に今ここにパワーポイントに写っていますけども、（「都市計画法第17条に基づき提出された意見に係る調査審議について」を写しながら説明）この中央地区についてはポイントとしては、1から4番まであります。マスタープランでは意見は商業、行政業務エリアとされている。第二種住居と変更するという意見となっている。市役所南側の道路、これはまだ未整備である。4番といたしまして、意見の箇所ほとんどが、未利用地及び一部大規模店舗から構成される用途の変更、用途の変化があると、また、住宅内に隣接しているというポイントがありますよ、ということがございます。

考え方としてはということで、これは提案ではなくて、あくまでこの意見に基づいてこのようなことが考えられますよ、ということが下の考え方となっておりまして、まずは、むつ市都市計画マスタープランと照合しても齟齬はない。2番目が、市役所が二種住居地域に変更することもあり、周辺との環境の調和からも問題はないと考えられるのであるが、一部隣接地は第一種低層住居専用地域であり住宅街が形成されているので用途地域の変更を考慮するか、または地区計画の併用も必要なのではないかということが考えられますよ。3番目といたしましては近隣商業並みへの変更とするのは、中心市街地活性化との整合性を図ることから難しいところがあるということがございます。4番目といたしまして、現状が時期尚早と考えておりましたけども、開発行為の中で道路の整備もありうると。市道整備に合わせた

用途地域の変更もあるのではないかと考えられる。5番目といたしまして、市街地における土地の有効利用が考えられるのではないかとということでございまして、これらを踏まえた場合に、こんな感じになるのではないかなと、あくまでイメージ図でございまして。これは市の方からの提案ではございませんので、この説明した資料を採決するというのではなくて、あくまで委員の皆様からこんな感じになるけども、じゃあ審議会の方としてはどのように考えるのかなという、ご意見をいただきたいというのが本来の趣旨でございまして、その所をご了解いただきたいと思います。

【議 長】

これにつきまして何か質問、どうぞ。

【馬場委員】

審議会に付託された案件2件について、今日3回目になると思うのですが、やはり、今日は結審していただいた方が良いんじゃないかと結審すべきだと、私はそう思って望みました。

1件目の中央地区の関係でございまして、前回、採択という言葉が出されたわけですが、採択という結論はこの審査会にはないわけですし、やはり結審ということでなければならぬという思いです。まず私は前回もお話ししましたが、この中央地区につきましては、肝心の市役所裏の都市計画道路がもう計画されて実施に踏み切る準備がされておるといっているという形からいけば、私はこの中央地区については、私はこれで良いのではないかと、通して良いのではないかと、私はそういう意見でございまして。

【議 長】

えー今、馬場委員からこのような話がありました何かございまして、結審ということによろしいですか。

【委 員】

はい。

【議 長】

それでは、そうさせていただきます。ありがとうございました。

続きましては、事務局より、もう1つの案件について、説明をお願いいたします。

【事務局：荒谷総括主幹】

会長、今、結審ということは、前回に検討すべき、ということとされた、ということと同じということで、検討すべきである、ということによろしい訳ですね。

【半田委員】

地域変更に、第一種にするということなんでしょ

【事務局：荒谷総括主幹】

するのかどうかは、これからですね。検討するということは、我々がある程度計画を練りましてそれらを住民なりに説明して、また昨年度と同じですけども一つ一つ順番を追ってですね、素案の段階から原案、案になってその案をまた審議会の方で審議していただくというこの概ねのストーリーですけども、その間には、住民の皆様からとか、さまざまな皆様からのご意見もいただくということになります。

それでよろしいということで

【馬場委員】

これから討論するわけですから、審議会としては、要望については受けるよと。いうことになる訳ですよ。

【事務局：荒谷総括主幹】

意見を踏まえて検討しなさいということですね。わかりました。

《柳町三丁目》

【事務局：荒谷総括主幹】

それでは、続きまして柳町三丁目の方に移らせていただきたいと思います。

『柳町三丁目地区』につきましてですが、前回の審議会でご要望のありました、司会の方からも説明ありましたけども、柳町三丁目地区に係る『都市計画用途地域変更に係る要望書の要旨』、並びに提案の受理から結審までの経過というものを事前配布させて頂いております。

また、本日新たに地区住民に配布されました書面のコピーをご用意いたしております。

それでは、壁に映しております都市計画提案の図面をご覧ください。おさらいになりますけども、『柳町三丁目地区』の提案は、提案者より柳町三丁目の国道 338 号バイパス沿線の用途地域、第一種住居地域を第二種住居地域への見直しと、その地区の地区計画の決定について提案されたものでございます。図面左上の方は現況の用途地域になっておりまして、右下の方の赤い枠で囲まれ斜線になっている部分、これが提案で出された二種に変更していただきたい地区、ということを出されております。この都市計画審議会におきましては、この提案された案を市の方で見直しいたしまして、二種住居のエリアを国道バイパス沿線から 50m の範囲で二種住居に変えましょう、という形で案として審議会の方に諮問しております。

しかしながら、不道理とされ結審されておりますので、まずはこの案につきましては廃案となっているということになりますので、あくまで参考資料とさせていただきますので、ご了承頂きたいと思っております。

次に、参考までに申し上げますけども、この地区につきましては、平成 21 年 11 月に開発行為許可申請が提出されております。

それでは、開発行為の図面をご覧ください。この開発行為の内容は、開発区域面積が 22,317㎡、予定建築物等の用途は、商業施設が 2 棟、共同住宅が 1 棟、その他といたしまして、ガソリンスタンドの増築物になりますけども、ちょうど中心の右側部分、水色の部分ですね、このところにガソリンスタンドの増築ということで、どのような建物になるのかは、こちらの方にもあがってきておりませんが、建物が建つと。合計この開発行為区域の中には、4 棟の建物が建つ予定となっております。

これは、あくまでも開発行為申請段階の予定ということですので、予定建築物等に関しましては、現在指定されております用途地域において建築できる規模、及び配置計画になっております。

また、この地域は都市計画マスタープランにおいて、下北半島縦貫道のインターチェンジの接続箇所としての環境づくりを進める地域と位置づけられております。

これらのことを勘案のうえ、柳町三丁目地区につきましても、地区住民から提出されました意見により、見直しを検討すべきか、検討を見送るべきか、審議会のご意見を賜りたいと存じますので、議長の方でよろしくお願いいたします。

【議 長】

ただいま、事務局より説明がありました。

これにつきましてご意見があれば賜りたいと思っております。何かありませんか。

【半田委員】

私は、本当は、商工会長という立場では、大きなそういう商店ができるということは、反対なんですけれども、1 開発審議委員として意見を述べたいと思っております。

私の聞くとところによりますと、ここの市役所、元はショッピングセンターですよ。

ここはですね、第一種低層地域だったんですよ。それを、業者の方の要望で、ここは今の第二種住居になりました。それから、苦生地区、今は苦生モールになっているわけですけど

もね、あそこも本来ならば第一種低層地域まあ住宅地域なんですよ、それも業者の要望によってあそこは第二種になりました。しからば今このバイパスの近辺は、業者じゃなくて住民からのね、これは要望なんですよ。だから私はね、住民の要望というのは非常に私は重いと思っているのですよ、だから、なぜここと苦生モールがよくてここがだめなのか、私はちょっとそこが解せないのです。だから私はもう一度、この審議、第一種ということで市当局の方にも、これからも考えをそういう考えで持っていきたいなど、いってほしいなど、思っているのが私の意見であります。

【議 長】

私は意見とか何とかを言う立場ではございませんけども、今までのこういう会議であるとか、全てのものが役所の提案できまして、役所が良いと言え、ば、「はいはい」とかいうことはですね、今回初めてこういうことに対しては、やっていけないこと、良いことはきちんとすべきだと思いましたが、こういう会議になっているわけなので、そのへんのことも考えていただきたい、あの別に今、半田先生が言ったとおりに、大きくすればいいとか小さくすればいいとかそういう問題でなくて、まちをどうするかという審議委員会の根本たるものを考えないで、判断を誤ってないようにお願いしたい。たとえば、業者が3,000にした、だからこれは審議会でも変えてもいいんだ、ということにはならないと思うんですよ。

まち全部のことを考えて、今まで田名部の商店街があります、これを造りましようと言ってきて、審議会でも答申が出たから、じゃあ変えましよう、そうすればだれでも答申すれば誰でも何でもできるとことになるんですね。

ですからマスタープランがあるわけですから、マスタープランに沿って審議するのが我々の役目だと思いますよ。そうでなければ議会の方でもこれはもう通っているわけなんですよ。マスタープランはですね。そうすると、また最初から議会をやりなおさなきゃならないのか、そういう問題もできるような、これは議長の立場じゃなくて、私が個人的にはそういう考えもあります、だから変更するとかしないとか別にしまして、そういうことを考えながらやはり会議は進めなきゃならないのではないかと考えております。何かご意見があれば。

【半田委員】

いやいや議長わたしねえ、あのう議長の意見もまあもつともだと思っております。ただ私は、だからまあもって1開発審議委員としての立場として、私はものを申しているのでありまして、だからこの地区は、今までこれから栄えると、市のおそらく、むつ市の中心街、中心街と言うより商店街の形成化を私はできると思っているところなんですよ。

人それぞれ考え方が違うと思いますけども、だから私は苦生モールもしかりですけども、あのくらいあんな所へつくったってしょうがないと思ってもちゃんと機能してますし、今議長がしっかりした意見を持って将来性を見据えてものを申せといいましたけども、しからば、今までここも市役所のショッピングセンターも苦生モールも、あれは市の提案でやったわけですか、そうでないでしょ、あれは業者が要望してそれであそこは第二種にしたわけですよ。

【川畑委員】

過去の例があるということでの発言ということでは黙っていいかと思えます。前例があったということで。ただまあ今ここで過去の例をどうのこうのではなくて、今ここにあがっている物件についての、地域の審議でございますので、過去の例は例として、事例としては事実としてあるのですけども、この場では今ここにあがっている物件の地域についての審議という形で進めていただければなあと。

【半田委員】

だから私が言っているのはね、過去の例もあるけれども、ここの地域は、今後、市民や住民のための私は、地域に住む皆様へとあるでしょ、このとおりだと思いますよ。都市計画と

いうのは住民のニーズにあった都市計画もつくるべき、私はそう思っていますのでね。我々だけここはだめ、ここはいいという判断は、私はあまりよくないと思っているのでね。

【川畑委員】

だから審議会という立場からすれば、何かしかの対応をしなければならない。

【佐藤委員】

1対1ではなく、審議として進めていただきたいのですが。

【議長】

いろいろ話があって初めての会議ですので、いい話になろうと思います。

あと誰かございませんか。

【越後林委員】

あのう、審議委員になってからまだ一年ちょっとなものですから、今までの経過、それから公聴会の中身というのが、文書だけで見てきたんですけども、今の新しくできた「まちづくり三法」は、どういう経過でこの三法がつくられたかということを考えますと、一つですね、前にあった大店法がなくなった、それによっていろんな影響が出てきて、街が壊れて行くということがあって、それも踏まえてこれじゃーマイナス面、それを補完する意味で新まちづくり三法「中心市街地活性化法、立地法」それからえーとあの一、大型店ありましたよね、その中で、じゃあ中心地はどこなのよと、むつ市にとっての中心地、中心市街地というのは、じゃあ店舗が張り付いて商業集積度が高いところが中心なのかと、交通の便の良いところが中心なのかと、おそらく「中心市街地活性化法」とはそういうことじゃないと思うんですね。その、地域、地域にあった文化とか、生活のなりあいやとか、人とのコミュニケーションとか、そこに来たらその地域の文化とか、まさしく観光っていいですか、そういうのが現れている地域を大事にしていきましょうよ、という理念でつくられていると思うんですね。

それからもう一つ、マスタープランの中には大きな柱として、市街化地域をコンパクトにしていこうというのが大きく謳われているわけですね。そのコンパクトってどういう意味なのかということが、住民の方々がよく理解したうえで議論しているのかな、ということを考えると、まだまだそこに行っていないだろうと、しかしながら、マスタープランではある程度、知見のある方々が将来のむつ地域を考えて、いろんな事を考えて策定されたということですから、それはそれでもって、きちんと尊重していかなければならないし、今、現在の多くの世界中、あるいは日本の大きな流れとして、今までの無秩序な開発に反省点を求めて新しいまちづくりというのも考えはじめてきた矢先だと思うんですね。ですからそっちの方も、きちんと考えながらみなさんと議論して、方向性をつけていくべきだろうと私はそう思っていました。

【議長】

はいどうぞ。

【佐藤委員】

前回の会議で、「署名用紙の趣旨を」というお話をしたら、今日用意していただきましてほんとうにありがとうございました。これを読んで私が思うんですが、この趣旨であれば、今のままの現状であっても市民の要望には応えられると感じました。ですから私は、前回からこの柳町地区の審議に参加しておりますが、その経過から見ても、今のままで良いのではないかという、私は結論に達しております。みなさんのご意見もお聞きしたいと思います。

【半田委員】

議長。

【議長】

はい、どうぞ。

【半田委員】

それに対しての意見。

私もね、商売やってよくわかります。スーパーだけあれば良いというものじゃないのですよ、人を集客するためにはですね。一旦営業するということは、お客を集客して利益を上げなきゃ、これ営業になりませんでね、スーパーだけじゃなくて、それに付随するものがなければ、ある程度商店街を形成しなければ、人は集まりません。結局、ここのショッピングセンターもそのために、私は、だめだったと思っています。それに対し苦生モールは、あのくらい、3店舗、4店舗あるんでね、あそこにいろんなものを買うに行くために、お客が集まると、だから確かにできますよ、ここは、でもやっぱりそのためには4店舗5店舗なりつくって、商店街をある程度形成しなけりゃ商売になっていきません。誰もあそこにはスーパーだけ1軒つくる人はいません。私はそのように思っています。

【議長】

はいどうぞ。

【越後林委員】

普段は非常に意見が合うんですけども、今日はちょっと合わないかな。

趣旨をね、私も読ませていただきましたけども、ちょっと違和感あるんですよ。

利便性、人間利便性の地域ばかりで良いのか、ということもあるんですよ。

その代償をやっぱり考えないと、それが今までの反省点かなと人間の。

我々の経済活動の、利便性、効率性、物欲といいますか。そりゃあね、私の隣にスーパーもできれば、あるいは遊園地ができれば、娯楽施設ができればそれに越したことはないのですよ。非常に気持ち的にはわかりますよ。それこそ5分歩くところも、車で行って車をバツと前に止めて買い物もできれば便利だなと、いう話ですよ。先ほども言いましたけれども、コンパクトシティというのは、正しく、市街化地域を拡げちゃうと行政コストもかかるということ、それは利用者が負担するんですよ、ということも踏まえたうえでそれに賛同するかと。

利便性は享受するけど負担はいやだよ、という話は、これはまだまだ未成熟だなと思うんで、そのの所をね、もうちょっと議論していく必要があるのかなと、例えば、先ほどもちょっと言いましたけどもね、こここのところの道路のマエダストア中央店ありますよね、あそこは白地、ようするに規制は何にもかかっていないから、何でもありの状態だった、ですからできたのだと思います。これからマスタープランができましたから、規制はかけると思うのですけども、それこそ、コンパクトシティということを考えるのであれば、当然規制が入ってくるんですよ。

たまたま私たちは大畑の方では、先にマスタープランつくってますので、そういうときに話が出たのは、成長限界線という、みなさん聞き慣れない言葉かもしれませんが、「これ以上市街化地域を拡げませんよ」というのも設けたのですよね、実は、それやっぱりいろんな事をさっき申し上げたとおり、交通アクセスとか全部含めて、いろいろ考えて、むつ市街化地域を拡げると地域にとって非常にまずい点が多すぎると、そりゃ良い点もありますけども、そういう意味からも、こここの利便性をとといいますか、それから歩く人のために、車以外にも車を持っている方々だけのための利便性ということではなくてやっぱり歩いてると、そのためには近くに何とかということはいくわかりますけども、本来であれば、その地域地域の中心市街地、田名部地区であれば本町、あの辺には結局、昔からの伝統文化も踏まえた、そこに住む人のなりあいもあるわけですし、そこが、人の賑わいというのが必要なんですよ。

例えば、例えが良いか悪いかわかりませんが、田名部祭りがシャッター街でもってやるのが本当にいいのかどうか、ゴーストタウンになったところでもって開催されるのが、本

当にその文化なのかと、いうことも考えなきゃならない、三沢の件も、あるいは十和田の件も考えて行かなきゃならない、三沢の場合は商店街がシャッター街になりましたよね、全国的に有名な、テレビでもNHKでも放映されてきた。

それによって何が起きたのか、シャッター通りになって、あそこが、それこそ非常に治安が悪くなったと、どうしても夜遅くにたむろする人間がいる。看板を壊す。道路で飲食をして騒ぎ回る。そして行政的にマイナスになったのは、固定資産税の引き下げということになって、税収が減ったということもあります。そういう諸々のことを考えながら話を進めるべきだろうと思います。

【議 長】

はい、何かありませんか。

中心市街地の話になりますけども、ご存じの通り駅前商店街が国と県、県じゃないか市役所ですか、自分たちのお金で、5年間で1億ぐらいの事業をこれから始めるということになっております。たぶん

【半田委員】

どこですか。

【議 長】

田名部駅前が5年間で1億、9千いくらですね。それぐらいの事業をはじめて、まちの活性化に取り組むという話になっております。そういうことも考えることになれば、変更してまた、という話もまた、こっちの話もつぶれてしまう、市役所も金いっぱい出すんで無駄金にならなければいいなど、思うわけであります。ともかく、先ほどから意見が出ておりますがたださっき思うのが、30mの線で旭町のユニバースと同じ大きさになると、ができるといことなんですね、そうすれば、そんなに買い物に不自由するのかなと、それぐらい大きいんですよ、今の線引きをすると、そうすれば、半田先生言ったとおり、いろいろやり方があるのではないかと私は思うんですけども、まあ私は専門家じゃないからわかりませんが、そういうものもあろうかなという気もしておりますけども。

どうぞ。

【山本委員】

いやまあ、議長が誘導しているみたいな

【議 長】

いや、だから最初からこういう意味はありませんといっていますから。

【山本委員】

そういいながらも、というのがですね、私もいろいろそういうところに勤めて参りまして、先ほど半田さんがいったようにですね、やっぱり一つの店ができて、なかなかそこでは商売できない、そうすればおのずと複合的に、一番今、私もその商店が、利益が出ているのか出ていないのかわからないのだけでも、苦生モールなんかにおいては、本当に朝から夜まで車が常にいますよと、そういうところから行けば、やっぱりそのモールの的にしなければ、なかなか人の集約ができないのかなと、そういう思いはあります。

本当に議長がね、今もそれぐらいのものができますよと、じゃあ今、私どもは今のユニバースの旭町店を見ますと、車がほとんどいないですよ。いないんですよ。そんな中で、店舗をそこと柳町につくってどうこうという話があって、ただおそらく私は柳町の方は撤退しようとしております、おそらくそういう意味では、単独で旭町ができてお客の集約がないから、おそらくそういう意味ではそう思っています。だから私、商売するには複合的な施設が建てることによって、地域の市の人でもね、そこにいってやれればと思っています。

ただ、本当に私今、越後林さんとか、商工会の十和田とか三沢も出したのだけれども、じゃあ私にいわせれば大畑は、大畑のまちの姿も見ています。だからそういう意味では、どう

なのかなという思いは、特に地元のそういうところがあったことによって、昔からそこで今までやってきたスーパーなんかは結構消えています。そういう意味では、私も、そういう地元の消えるのが本当にそこで育った人としては、本当にそういう思いを持っています。

ただ、今、そういうことを、もうその限界まで来ているんじゃないかなと思っっているんですよ。ただ今市民の要望とかとなったときに、そこにその地域の人たちが遊技場とか、商店が第二種にすればくることもあるんでそういう話もしましたけれども、私も聞いている話ですと、そういうのは規制をかけれるということができるといことだしね。この件に関しては、3年前にも提案制度のものとはちがうもんですから、今ここで決まれば、5年間は見直しができないということであると思っっているんですよ。

そうならば、今日3回目で本当決めたいんですけども、いろいろな形の中で、論議してね、この前みたいな投票がないような、みんなで、委員がそのまえにはやはりいろいろな話をしてですね、向かってほしいなと思っます。

【議 長】

どうぞ。

【馬場委員】

まず、都市計画というのは、まちづくり全体を考えての計画でなければならぬと、私はそう思っっているわけですね。ですから、結論をいいますと、279と338の結節点であるからということでの、この今の用途地域の変更要望についてはですね、これは、都市計画的に考えれば、ここだけを2種にしましょうということには私は審議会として、結論は出すべきではないのではないかと、いう気がするわけです。これは、やっぱり、ここを1種から2種にするのであれば、この結節点から双方のこの通りをですね、ずうっとやるというようなことではないと、ピンポイントで考えてくることですね、過去のさっき半田委員がいましたとおおり、このショッピングの場合と苦生の話もでましたけど、そのとおりで私はおかしいんでないかっていって前市長に食ってかかったことがあったけど、「だって地元の企業を育てるんだべ」ってかなりいわれたところがあったんですけども、いわくつきの土地であるっていうことは私も重々知っておりましたけども、苦生に関しては、国も県も挟まって問題でありましたから、若干は知っておられますけども。

それからもう一つ、経過の説明を先ほど聞きましたけれども、この署名簿を付けての用途変更の要望書、これ20年4月なんですよ。それで審議会が行われて3回目ですかね、20年12月25日、22日にこれ否決になっているんですよ、この時、私は実は委員じゃなかったのですから、この否決になったそれ以前に、当然これ市民の声だとして要望書でている、署名簿出ているわけですから、それを元に審議されたであろうと私は思っますけども、それをもとに審議されて否決されているということ、これをまた今回、またぶり返してきたということになりますとですね、私は一時不採になるのじゃないの。その感じがしてならないんですけども、これ状況変わってるのこれ。

それはどうですか。

【事務局：荒谷総括主幹】

状況が変わっているというよりも、今回の意見というのはですね。その住民の方が4,000名以上の署名を集めましたよと、それらを集めたんですけども審議会の方では否決されました、その理由ですけども、都市計画マスタープランの見直しが行われていると、それがあるのであれば、現在、この用途地域を見直すことによって整合性が無くなってくのではないかと、そういうことが危惧されるということでの否決になっておられます。ただそこは否決になっておられますので、その段階でもう終わりなんですよ、その提案に関しては、ただ住民の方からの感情からいきますと、そういうふうな形でマスタープランももうできあがってしまっているでしょ、であれば今開発の方も行われて土地の方の整備も済んでいますというこ

とであれば、その見直しするのもいいんじゃないですか、という意見だと思います。それにつきましては、昨年度の見直しの中では、いろいろな複数回ですね意見を申し述べる機会を皆様に与えているというか、ちゃんとお知らせしておりますので、その中でこの事業者の方からも、こういう計画があるので見直しを検討してくれないか、というような意見があればですね、市の方としてもそれであれば、ということでは考えたのですが、そういう意見が出なかった、ということであれば、今のままだでも 3,000 m²程度のものは建てれるでしょ、ということで見直しの対象にはしなかったと、ただ意見に関しては、常時そのような形で出されておりましたので、17条縦覧最後の意見募集の際にも出ていましたので、今回審議会の方にお諮りしているということでもあります。

【馬場委員】

はい、了解しました。

あの、私はあの、前回、前々回から出されている市民の要望が出ているんだと、民意なんだよと、いう議論が出てますので、私、前の審議会の結審のあとに出てきたのかなとちょっとこう思ったもんですから。

今経過の説明を見たら、これ20年の4月に出されてその年の12月にもう、それを踏まえたうえでの結審がこの審議会の中でされているわけですね、私委員じゃなかったからわからないんだけど、ですからそれを今また、同じそれを考慮にいれたうえでのマスタープランが最終的にでてきているわけですから、わたしは、そのへんの所はまた繰り返すことのないようにしていただきたいということと、もう一つは、先ほどから越後林委員がおっしゃっておいりましたけども、やっぱり中心市街地はどうなんだと、たしか前の審議会でも中心市街地活性化はまだできておりませんけれども、その整合性はどうかということにもつながるわけですね、私はあのいわゆる縦覧であったり、公聴会であったりというのは私でていますけども、私はできたら店舗を今つくろうとしている〇〇〇さんですか。駅前に持ってきてくれば非常に助かるなと思って、駅前に誘致運動しようかという話をしたのです。実は。そのことによって、かなり中心市街地が活性化されると、これねピンポイントでまたあっちにやりましょうよ、という話にはとてもじゃないけども審議会の委員としては、私はとても言えないということでございます。

【事務局：荒谷総括主幹】

議長ちょっとよろしいでしょうか。

【議 長】

はいどうぞ

【事務局：荒谷総括主幹】

今馬場委員の方から〇〇〇さんというお名前が出ておりますけども、現在どこの業者さんが入ってくるかは定かではございませんので訂正していただきたいと思います。

【馬場委員】

はいわかりました。

【議 長】

はいどうぞ

【山本委員】

今、馬場委員から前回の提案制度というのは、委員には入っていませんという話をされました。私の記憶ではですね、その時いろいろ異論が出されました。その時に反対って言えば言葉悪いですけども、反対した方は今2年後になれば、また見直しされるんで、その時まで待てばいいんじゃないかと、そういう話がされました。私はされたと思っております。だから私は当時そういう意味では、その2年後になれば、二種には逆になるのかなと、そういう思いでいました、ただ、今、聞くところによりますと、まだ、そこに開発計画は出されてい

るのですか、いないのですか。

【事務局：荒谷総括主幹】

今の開発行為ですけども、実際に申請がなされたのが21年の、そうですあそこの赤枠の中が開発行為エリアになります。

【山本委員】

それで例えば、ここにどういう店を建てるとかそういうあれは。

【事務局：荒谷総括主幹】

今のこの図面がですね、開発行為申請の中に出されております平面図をコピーしたものでございます。それにこちらの方で下北半島縦貫道路の点線ですね、あそこの部分に将来的には下北半島縦貫道路がインターチェンジとして接続されますという図面を今写しだしています。この中で建物に関しましては、オレンジ色といいますか、あそこの部分に店舗面積が店舗の床面積ですね、約2,900まあ3,000弱ですけども、そういう建物が建ちますよと、右下のピンクの方にテナントとしまして約2,200㎡程度の建物が建ちますよと、先ほどの水色のちょっと左側が、紫っぽい建物がありますけども、ここには共同住宅を建設予定です、水色のガソリンスタンドの増築等という形で、この4店舗を建てる予定ということで計画としては、配置図としてはできています。ただ、この部分にどういうものがくるのかは今の段階ではただ単に、店舗・テナント・共同住宅というだけで、どのようなものが入りますよというのは、開発行為申請の中では必要ございませんので、詳細に関してはこちらの方でも把握しておりません。

【山本委員】

そうすれば、この店舗を今計画になってるこの店舗ですね、二種にしなければこの3,000㎡未満は、二種にしないで建てるとか

【馬場委員】

この店舗はできる。

【山本委員】

できるんですよ

【馬場委員】

できるでしょ。

【事務局：荒谷総括主幹】

第一種住居地域におきまして、店舗の床面積が3,000㎡以下のものを建築できるということになっておりますので、現在の予定であれば建てるのが可能です。ですから先ほどの説明の中でも開発行為申請の時期ですね、この時は既存の用途地域の中で建てられる建物でレイアウトを考慮して、このような形で申請されてますよというご説明をしております。

【馬場委員】

だからこれはできるわけでしょ

【事務局：荒谷総括主幹】

できます。

【半田委員】

同じ敷地内ではできないでしょ

【馬場委員】

できるって
道路を挟むんだもん

【半田委員】

いやいや、全部同じ敷地内じゃできないでしょ。

【事務局：鏡谷推進監】

ちょっと補足して説明をさせていただきます。一応これは、現行の色のままで建てられる、これは、土地の区画を結果的にはですね、建築基準法の原則で一敷地一建物という原則がありまして、それからいきますと、その2,940㎡も建てられますし、あのピンクの部分も建てられます、後は、当然ガソリンスタンドの増築の水色の部分も建てられます。それと後、共同住宅に関しましては、たぶん通路上のものがございませけれども、それを敷地の一部と見なして建てるのではないかと、これは推測ですが、そういうふうに見えます。ですので、現行の色の中で建てられるものが一応盛られている形ではないかと思われま。

【山本委員】

そうすれば、今の段階ではこの計画を示していると、そうすれば、その人もおそらくそういう人ですから、一種のままで二種どうこうという話もされないでそういう計画を示したのですか。

【事務局：荒谷総括主幹】

あくまでも、開発行為申請の段階では、現況の用途地域で制限されますので、それからはみ出たものに関しましては、こちらの方としても受理はできません。ですからあくまでこれは都市計画法に則った形で整備するよ、ということの申請ですので、こちらの方で受理して開発行為の許可を出しているということになります。

【山本委員】

わかりました、ただ先ほども冒頭でいったのですけども、私は前から都市審議委員でありまして、提案制度の議決ですか、そうなったときには2年を待てばいいんじゃないかと、そういうこともありまして、私は2年経てば今回の審議会にはそういう変化があるものと思っていましたので、そのへんは新しい委員の方、前からの委員そのへんで考えていただければなど私はそう思いました。

【議 長】

はいどうぞ

【佐藤委員】

馬場委員から指摘があったように、この署名用紙が平成20年度前の審議会のときに出されていたという、実は私気づきませんでした。見たときに、これ年号間違えているんじゃないかなと思ったんですね。前の審議会に、この署名の件については出されてなかったような気がします。

【野呂委員】

いや出てました。会話の中にも

【山本委員】

言葉でも

【佐藤委員】

言葉で。

【佐藤委員】

じゃあ私が理解しなかったのかもわかりませんが、私が住民の声っていったときには、公聴会が行われたときに、来さまい館ですか、で公聴会が行われたときに、私のすぐそばに座っていた女性が「もうこういうふうに進んでるんですか、これから私達、柳町住民の声を反映する方法は無いんですか」みたいなことを聞かれたときに、私が今市でこういう形でやっていますからという説明をしたら、その方、すぐ市役所の方の所に行ってたんですね、ということでそこから住民の声が出てきたのかなと、私なり勝手に解釈してましたので、そうでなかったのであればやっぱり、これは、審議は必要ないなど私は思います以上です。

【野呂委員】

議長

【議 長】

はいどうぞ

【野呂委員】

確認していきますよ。今回の場合は、開発業者から出たということですか、いわゆる、テナントが入るとかそういう問題じゃなくて、いわゆるこの話し合いをしてほしいというのは、この住民の方とその開発業者

【事務局：荒谷総括主幹】

いえあくまでも地区住民の方の意見書です。

【野呂委員】

じゃあ開発の方は入っていないということですね。一つ確認いたします。そうすると、住民の方の合意という形になれば、先ほども佐藤先生もおっしゃってますけども、3,000 m²以下だと建てれるわけですね。そうしてこれを見てますと、後背地の環境アセスメントどうなっているの今。ちょっと確認したい。

【事務局：荒谷総括主幹】

この範囲では、環境アセスメントは必要ないとのことですけども

【野呂委員】

後背地が、あそこ住宅がなかったっけか

【事務局：鏡谷推進監】

後背地は第一種低層住居になっておりますので、住宅は張り付いております。これ廃案になりましたけども、以前の地区計画の時には、地区計画とは条件を付けることができまして、色を分けると同時にそういう緩衝帯も設けることができるというのが一つ、いわゆるある意味強めるとこは強めて、弱めるところは弱めるというような国の政策の一部にちょっとありましてですね、そういう趣旨でやられておりますけれども、現況この色でこの建物、この規模ということであれば、そういう制約は特にはない、住民対策として、事業者がある種の配慮でやるということはあるかもしれませんが、そういうことかと思えます。

【野呂委員】

そうしますと、この地区住民の皆さんが、商店があればいいという感覚で出しているということかな。いわゆる一種だ二種だと問題じゃないということに私は感じるんですけども、ですから、計画があってこういうふうにやっていくんだという次のステップがあって、こういうのが建つんだというビジョンがなくて、ただ二種に変更してほしいという考え方と受け止めますけどもよろしいですか。

【事務局：荒谷総括主幹】

前回の説明会の時に私しゃべりすぎたところがありまして、地区計画に関して定めれば制限可能ですよというお話はしてるんですけども、やはり地区計画に関しましては、地区の住民の方がこういうまちづくりをしましょうという意思を統一したもとにですね、提案制度を利用して、市の方にここの地区はこういう地区計画にしたいんですよ、と来てくだされば、地区計画を定めることは簡単にできるのではないかと、地域の住民の方の意見をまとめておりますので、ただ今回、まあ用途地域の見直しを市の方でやるということになれば、やはり今の一種住居部分を二種にただ単に色を変えるだけ、ということにはできないと思うんです、そうなった場合に、範囲は沿線全部ということにはなりませんけども、こっからここまでの範囲だけは二種にしますけども、その他はまだ一種のままですよ、という形にはなろうかと思えますが。

実際にパチンコ屋だとかそういう娯楽系の建物が建てられる状況には一時的にはなってし

まうのかなということが考えられます。

【議 長】

何かありませんか

【山本委員】

さっき課長がですねここで、一種のままでいいといえば縦覧とかそういうものもあるんですよね。今ここだけ、実際柳町の文化会館の通りそういうのはもう二種に変更したのですよね、中央町とかそっちの方は前回前々回の会議で。

【馬場委員】

中央町はこれからじゃ

【事務局：荒谷総括主幹】

文化会館の前ですか

【山本委員】

いいえ、関さんの店の

【事務局：荒谷総括主幹】

第一田名部小学校のあたり、あそこは中高層、第二種中高層。あ、一種中高層ですねあそこは高さ制限をとりまして、後背地の第一種の環境を守ろうと若干高い建物ができるとその手前の方、たとえば車が通ってもそれが若干防ぐことができますし、共同住宅を建てることによって、まちなか居住を推進できるのではないかということがありました。

【山本委員】

そういう意味では、わたしどもあくまでも審議会として決めることなんですけども、その住民の要望とかを持ったものに対して私は、それは、その件に関しては賛同したわけですよ。ここもそういう意味では、そういう住民とかそういうことになって、変更するか悩むことが問題になっていまして、片方はそういう意味ではいいと、片方はどうこうとなる、それで良いのかどうかと言うのも。今日は中央町とここの2つだけなんですけども、その前に今回の審議会では、もう前に私、よしとしているわけですね、自分としても今日決まるかどうかわからないけども。

【議 長】

まあ、3つの選択肢で変更するか、しないか、そして継続審議にするか、ということなわけですよね、皆様の意見がどこまで煮詰まるかによるわけでございますので。

後何かありましたら。

【川畑委員】

再三この図面で説明されてますけども、実際には3,000 m²以下の店舗は、ようは商店ですよ、お店は現行の都市計画の用途の色のすみわけで可能なわけなのです。それで住民の方々がおっしゃるお店がほしいというのはですね、おそらくモールっていうお話もありましたけれども、確かに運営する側からすれば単店舗、ようは一つの業種に限った業種形態の施設では商業は成り立たなくなってるという考え方、そうすれば苫生モールのような衣料品店ですとか日用品とか、そういう部分、まあ一箇所に行って用が足りる施設がほしいよという事じゃないかなと思うんですよね。

ですから一種だ二種だというのはおそらく、例えばあそこは住宅ばかりしか建っていないので、あそこはお店建てられないんじゃないの、という考え方なのかなと思うんです。基本的に現行の色分けの部分で、その3,000 m²以下の旭町のユニバースぐらいの店舗がメインとして、基本的には用途地域が違って、またがっていますので、過半、ようはその、わたしも建築の方をやって、あまり都市計画の方は一手ではないんですけども、敷地がまたがっていてもですね、容積率と案分することによって建てれる、ということでは、現状のこの計画の部分の実行されるかはどうかはわかりませんが、地域住民の方々のお店がほし

いよという要望にはかなって、計画を前面にしますとね、ですから、基本的には現行の用途地域の部分で地域住民の方の要望は満たせるので、用途地域の変更をしなくてもよろしいんじゃないかというふうに思いますけども。

【議 長】

あと何かありませんか。

【半田委員】

一つだけ確認

【議 長】

はいどうぞ。

【半田委員】

そうすれば3,000㎡以下だとここにこの敷地内だと、4つか5つの商店街を形成できるということですね。それでいいんですね。

【事務局：荒谷総括主幹】

先ほど鏡谷のほうから申しあげましたけども、一宅地一建物ということになりますと。ショッピングみたいな建物2,900ぐらいありますけども、この建物を建てるためにどういう敷地割りをするかということになるんです。それを、今ここにショッピングがあります、この青いラインがですね現状の第一種住居地域のラインです。この建物を建てるために、この建物の敷地をですね、この道路からずうっとここまできて、このエリアをとおしてこのエリアの中に建てますといった場合に、この水色から道路までの面積が、この建物全体を建てる面積の半分以上になりますと、この第一種住居地域の制限が適用されるという事になります、この部分に関してはその3,000㎡以上のものを建てられますよ、ということになりますわけです。

そうすると今度はこっちの共同住宅になりますと、今度は残った土地ですね、この辺からこの辺まで、このエリアは一種低層住居ですので住宅系は大丈夫ですよ、ただし、高さ制限がありますので10m以下ですよ。面積はこのエリアであれば問題ありませんね、というような形になります。こっちのテナントの2,200になりますけども、こちら先ほどのショッピングの方と同じで、第二種の住居地域はここまであります、後背地を区切っていった場合にこっちの第二種の方が半分以上であるので3,000㎡以上の建物が可能なんで、2,200㎡程度の建物が建てれますよと、これで可能になるんです。こちらの方も同じく、このエリアの中でいくとこの建物は大丈夫ですよと、というような形ですね一筆の土地を区分けすることによって建物が建てるのが可能になるということでございますので、これがこの部分で使ってしまうと、この所にも店舗建てるかということ、そうではないということになります。以上でよろしいでしょうか。

【事務局：鏡谷推進監】

ちょっと補足して説明します。簡単に言いますとですね。例えばオレンジの建物は敷地として用途としては確かに沿道の用途では建てられるんですが、敷地の過半を占めているのは、単純に下の部分だけ考えて土地ももう簡単に狭いエリアで割ったとすれば、これはもう建てられません。なぜかということ、後ろの後背地の方が圧倒的に第一種住居地域の地域が多いからですね。それを解消するために、オレンジの建物に対しての敷地というのが、過半を占める一種を必要としている、まあ二種ですね、あ、一種を必要としているんですね、一種住居地域の敷地を必要としていてその過半を占めた状態で、この2,940㎡は建てられると、ですので半田委員がおっしゃられているほかの建物もまだ建てられるのかということ、今言った敷地の範囲内には建てられなくなると。

【議 長】

後何かありますか。

【山本委員】

私が聞いている範囲では二種にして、みんながモールになるような形成をすれば、来るところがありますよと、来るか来ないかはわかりませんが、そうして二種にしなければこれないよ、というような話があるっていう話はきいているけども、それは定かではないんで。

本当に二種にすれば、みんなに声をかけて来ますよと、二種でなければきませんよという。

【議 長】

やる方の話でね、それはやる方の話ですから。そこまで考えて審議会でやるべきことかどうかわかりませんが、これは先ほども言っている12月25日に廃案になってということが出ているわけですが、やはりこういう話というのは、これからのむつ市のためには必要なことだと思っておりますので、非常に良い会議だと思っております。

それにつきまして、私も言いづらいんですけども、変更するのか継続にするのか、しないのか、どのような方法でやればいいのか、できたならば満場一致というのが一番いいんですけども、これはなかなかでしょうけども、採決まで行けばいいのかどうかということもなりますけども、そのへんの所も何かありませんか。

【半田委員】

皆さん忙しいでしょうけれども、もう一度勉強する機会を与えてくださいよ。

【議 長】

はいわかりました。

【半田委員】

そうすればわたしも納得して、もし皆さんに同意するかもしれませんから。

【議 長】

半田委員からそういう話が出ました。結審急いでする話でもないこともございますし。

【半田委員】

あの。一つ議長、なぜ私こういう話をするかといいますとですね。これは、市長から我々に審議してくださいと出された案件ですよ。だから我々も市長はおそらくこれを出すということは、本当は第二種にしたいけども皆さんどう思っているのですか、という事じゃないのでしょうか。

【馬場委員】

ちがうよ

【半田委員】

ちがうか。それで市長から出されたわけですよ。一つはね中央町は今ね、皆さんがここは良いとなりましたよ、なぜ向こうが悪いのかというね、私、整合性がちょっとまだとれないんでね、私もう一回考えさせてくださいというのはそこなんですよね。それから、これから皆様もそこが老人社会に突入しますよ、我々もあと10年といえば車も運転できない時代になりますから、そういうときにですね、近くにやっぱり何でも買えるような商店街があればと、さっき越後林さんがコンパクトシティと言ったけれども、昔の商店街に戻すのはかなりこれは非常な労力を使うし、金も使う、私はそう思っていますのでね。

【議 長】

今あの、半田委員が言いましたけども、市役所のほうではまた別なまちづくりの計画がはじまりますよね、いろいろな計画があろうと思っておりますので、そういうのも考慮しながらやらなければならないのかなという気もいたします。

はいどうぞ。

【越後林委員】

実はね、私ここへ来る前に半田さんと同じ悩みでした。どうしてこっちがよくてあちはだめなのかという話です。その整合性ですね。考えた結果、我々は経済の流れとして、あま

りにも市場へ投資しすぎて、社会を壊してきた面があるのではないかと、その所かなと、今まではやっぱり、今までの結果を踏まえてだめになって、だからこれ以上はこうならないように皆さんで考えようよと、まちづくりに対して、ということなのかなと思ってきたのです。だから、いいとか悪いとかでね、こうやってみていれば二種にする、本当に必要性が、現行でもかなり結構なことできるのかなと思ったりして。

【馬場委員】

柳町三丁目は離れているんですよ、中央町は隣接なんですよ。近隣商業の。ですから、あっちが良くてこっちはだめだというのがおかしいんじゃないのか、というそのものがおかしいんですよ。やっぱり別々に考えなきゃだめですよ。ここはこういうところですよ。ここはこういうところですよ。という考え方を持たないと。悪いんなら両方悪くしろとか、いいんなら両方いくしろとかそういう問題ではないと思いますよ。

【議 長】

あと、何かありますか

【越後林委員】

あとね、下北縦貫道なんですよ。たしかに利便性が出てくるけども縦貫道は何のためにあるのかということですよ。それこそ、道路を造って便利だとか、道路ができたらまたそこが便利になったことで渋滞がはじまったと、非常に混雑して危険が増したと、やぶ蛇だったのかなということもありえるんだよね。だからね、地区対地区をね、地域対地域を結ぶ幹線道路としては非常にいい、非常に。だけども生活道でないんだよなと思っております。

【議 長】

まだまだいろいろこれから勉強して、また、という話も出ております。どうでしょうか。継続審議でもう一回行きますか。よろしいですか。ちょっと忙しいでしょうけども。勉強会だからさ、まちのためだと思って。

【事務局：荒谷総括主幹】

議長、事務局から提案ですけども、なかなかまとまらないということですので、各委員の方から、私はこう思うので検討すべきだとか、検討しなくてもいいんじゃないか、ということをお聞きして、その中で全体的に見ればこうですから、こうでしょうという形に決めていただくのがいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

【議 長】

事務局から意見がありました。それがいいのかどうかわかりませんがね、意見として、一人一人ですけども、言いたくない方は言わなくても結構なので。宮浦さんからどうぞ

【宮浦委員】

私としましては、やっぱり、そこに住む人たちのことを一番に考えるべきだと思います。ただ、その今変えてそこに店舗をつくれば、はたしてその住民が幸せになるかということも必ずしもそうじゃないと思います。人というのは気持ち移りやすいもので、新しいもの、大きいもの、良いものというと必ずそこに行きます。その反面、今まで賑わっていたところ、そういうところがどんどん寂れていきます。人が移っていくと。そうすると、寂れたところの店舗とか、今度はいろんな例を見ますとみんな撤退していく、そうすると今まで便利だったところが逆に不便になる、このむつ市の中でも人の人口というのは限られています。むしろ減っている状況です。それに新しいものをどんどん、どんどんいろんな所につくって、それではたしてみんなが幸せになるのかなと、そう思うと私は必ずしもそうでないと思います。ですから、本当の意味でそこに住む人たち、その本当に幸せになるためにはどういう形にするかという意味でマスタープランがつけられたと思いますので、その原点に戻って、もう一度検討したらいいのかなと私はそういうふうに思っています。

【議 長】

齊藤さん

【齊藤委員】

私もですね、今この住民からの要望書を見るともっともだと思えますけれども、むつ市民の人口は増えることはなく、もう減る一方の人口だと思うんですね。それに大型店舗がどんどん建つのもまた、かたっぽが建てばかたっぽがだめになるというような感じになるのではないかな、人口が同じ、ましては減る一方ですからね。

この住民の人たちの要望はもう切実に伝わってきます、でも全然店舗が建てられないわけではないので、この一種、二種は変える事無くですね、小さな店舗でも建てられれば、それで近所の人たちも自転車等で買い物ができるようになるのではないかなと思いますので、変える必要はないと思います。

【議 長】

はい、どうぞ。

【山本委員】

私も皆さんの意見に従うんですけども、私は、むつ市から13km離れた45軒の集落に住んでいます。そうして、その近隣には100軒とか200軒くらいの集落がございまして、昔からあった商店がほとんど無くなりました。そこの周辺にはコンビニが1軒ありまして、そこに行くには、2kmくらい、そういう人がいっぱいいるんですね。結局買い物に行けないんで、私なんかちょっと乗せていってくれないとか、そういう人がいっぱいいます、田舎には。

そういうことを考えたときに、そこの地域にそういう商店があればいいかと、先ほどから私が言っているように、1商店がいても商売にならない、だから行けない、モールにしなければならぬ、そういう声があったもんだから、私はそういう意味で、いまそうすべきだという話をしました。ただそこに住んでいなければ、わからないと思うんですよ。

私は常に議会でも中心部であれば、何があっても目が届きます。田舎にいれば行政は目が届かない。そういうのを16年もやってきているもんですから、その思いは人一倍強いと思って、そのへんをわかっていただきたいなと思って今、発言しました。

【半田委員】

私も、この前の議会で高齢者の買い物難民を質問させていただきました。本当にね、当川内でも買い物難民も非常に増えてですね、周りに店がないんですよ。私よくねこの人達の気持ちわかるんですけども、皆さんがそういう意見ですので私はもうわかりました。ただ、1店舗だけじゃおそらく店は来ません、モールにしなければ来ませんよ、あそこはできません。

【議 長】

いろいろ意見を言って、またまたでてきたらその時また考えねばないと、1回全部今日今日と言うことですけども、何年かしてやはりまたつくらなければどうにもならないと言うときには、委員会で諮ればいいと思っております。

それでは、一応、決というわけにはいきませんが、変更しないと言うことでよろしいですか。

【委員一同】

はい

【議 長】

ありがとうございました。

【事務局：荒谷総括主幹】

議長

【議 長】

はいどうぞ

【事務局：荒谷総括主幹】

ただいま、柳町三丁目地区につきましては、検討を要しないと言うことでよろしい訳ですね。今後ですね、さまざままた5年後にも都市計画の基礎調査、それからまた、各業者さんとかそちらの方からですね提案制度としてこの地区がこういう形で使いたいので都市計画の見直しをしてほしいと言った場合にそれを否定するものではございませんよね、今日の意見は、あくまでその段階でまたきた段階では再度審議してよいものはOKとするしそぐわないものはだめだという形にするということによろしいですね。わかりました。ありがとうございます。

【議 長】

長い時間がかかりますので、これからまたいろいろなことがあろうと思います、その時はその時でまた考えていただければならないと思っております。はい、どうぞ。

【川畑委員】

市の方に希望があるのですけども、私大湊に住んでいるんですが、一般的に都市計画という法律、制度の部分というのは一般の市民の方々にはあまり、生活の実務の中で馴染みがないと思うのですよね、逆をいうと私が一般住民であればフツて湧いたように都市計画というのが出てきたよと、そういう法律があるんだねっていう部分で、なかなかふだんからの周知がしていかないと市民の方に都市計画というもの、その用途地域、例えば今回のように商店っていうものはどれぐらいの規模のものなら現行で建てれるんだとかですね、モールは無理だよとかですねわからないと思うんですよ。日々の業務等で大変かとは思いますが、年に何回かとかですね勉強会のような形で、文書等でそういったものを一般市民の方がたに周知していただく、水源池公園の部分も先々あるかとは思いますが、ある程度理解してなければ、行って話し合い聞いてみようという気持ちにならないと思いますもんですから、そのへんをちょっとお願いしたいなと、川守町の町内の一員としてお願いしたいなと、市民の一員としてお願いしたいなと思います。お願いします。

【議 長】

後事務局から何かございますか。

【事務局：荒谷総括主幹】

今の川畑委員の意見ですけども、お叱りを受けるかもしれませんが、市のホームページの方では、かなりの情報を提供しています。ただどうしても、ホームページにおいて閲覧できる環境にない方が多いということもわかっておりますので、できるかぎり、市政だより等に掲載して、市民の皆様にも都市計画って何だろうかということをお啓蒙していくように努力したいと思いますのでそのへんでご了解いただきたいと思っております。

【齊藤委員】

連合婦人会会長退任による委員の退任挨拶。

【議 長】

以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

【司会】

委員の皆様、本日のご審議誠にありがとうございました。

本日の付託案件に関しまして、中央地区に関しましては見直しを検討すべき。そして柳町三丁目につきましては、変更をしなくてもよいと審議会のご意見がまとまりましたので、都市計画事案ではございませんが、市長へ答申して頂くこととなります。

また、中央地区に関しましては、見直しに関する今後の予定を検討しまして、都市計画の変更手続きに入っていくこととなります。またこの結果を市政だより、ホームページ等で公表し、市民の皆様にお知らせしていくことといたしております。

以上をもちまして第38回むつ市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。